

私立幼稚園の 授業料を 補助します

市では、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。

補助額 表の区分により補助します。

※両方の表に該当する園児を有する場合は、保護者負担の低い方となりますが、両方の組み合わせはできませんので、ご注意ください。

申請方法

「授業料等減免措置に関する調書」（幼稚園より配布）に必要事項を記入し、幼稚園へ提出してください。用紙がない場合は、連絡してください。

※この事業は、私立幼稚園の設置者を通して補助します。

問合せ先

市役所子育て施設グループ
☎ 52-11111（内線364）



補助額 別表（1）

（年額）

区 分	補 助 額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児（第3子以降）
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	140,500円	185,000円	257,000円
② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	106,500円	161,000円	250,000円
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が18,600円以下の世帯	80,900円	143,000円	243,000円
⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が135,000円以下の世帯	56,900円	126,000円	238,000円

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

別表（2）

（年額）

区 分	補 助 額	
	小学校1年生の兄・姉を有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生の兄・姉を有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第3子以降）
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	156,000円	170,000円
② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	125,000円	143,000円
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が18,600円以下の世帯	102,000円	122,000円
⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が135,000円以下の世帯	80,000円	103,000円

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。